



富士市 障害者控除 対象者の認定

対象者

認定基準日において、65歳以上で、以下の①または②に当てはまる人

①要支援・要介護認定を受けている人で、寝たきり又は認知症の状態にある人

※要支援・要介護認定を受けていても、控除対象者とならない場合があります。

②要支援・要介護認定を受けていない人で、6カ月以上寝たきりの状態にある人

(医療機関に入院しているなど、寝たきりの状態が証明できる人)

※認定基準日は、控除の対象となる年の12月31日ですが、対象となる人が年の途中で
お亡くなりになった場合は認定基準日が異なります。

認定内容

所得税や市県民税(住民税)の算定のもととなる、所得の控除を受けるための障害者
控除対象者認定書(または特別障害者控除対象者認定書)を交付します。

『日常生活自立度判定基準』(主治医意見書)において、

認知症の方	…	Ⅱ・Ⅲに当たる方	→	障害者
〃	…	Ⅳ・Ⅴに当たる方	→	特別障害者
寝たきりの方	…	A2・B1に当たる方	→	障害者
〃	…	B2・Cに当たる方	→	特別障害者 と認定します。

※ 申請書提出時点において有効な要介護認定に基づき調査し、判定します。

※ 「障害者」と「特別障害者」では、控除額が異なります。

※ 既に身体障害者手帳等の交付を受け、障害者控除対象者となっている人でも、
特別障害者に該当する場合には、「特別障害者控除対象者認定書」の交付の
対象となります。

利用について

●税の申告で必要となる方は、高齢者支援課に申請書を提出してください。

●寝たきりまたは認知症の状態を審査し、申請日から1~2週間程度で申請者に
認定書を送付します。

《問い合わせ先》

【認定書の発行に関すること】



富士市役所 高齢者支援課(庁舎4階北側)

電話: 55-2741

【税のお手続きに関すること】

富士税務署

電話: 61-2460

障害者控除対象者認定についてのご案内

このご案内は、制度の周知を図るために、介護認定を新たに受けた方、介護認定の更新をされた方に送付しております。

申請の必要がない場合（確定申告などの税の申告をしない人）や対象とならない場合（税の申告をする対象年の12月31日時点において有効な要介護認定がない人等）もあります。このご案内が不要の方は、破棄していただけますと幸いです。

身体障害者手帳等が交付されると、所得税や住民税（市民税・県民税）の控除を受けることができますが、手帳の交付を受けていなくても、福祉事務所長が障害者控除の対象者と認定すると同様の控除を受けることができます。

福祉事務所長は、要介護認定資料等により、寝たきりや認知症の度合いが身体障害者・知的障害者に準ずると判断した65歳以上の方に「障害者控除対象者認定書」を発行します。

「障害者控除対象者認定書」の発行には申請が必要となります。裏面のチラシも参考にいただき、申請を希望する方、ご不明な点がある方については、下記までお問い合わせください。

※「障害者控除対象者認定書」は、所得税や住民税（市民税・県民税）の控除を受けるために、年末調整や確定申告、住民税（市民税・県民税）の申告等の際に必要となる書類です。「障害者控除対象者認定書」の発行で税の控除の手続きは、完了しません。必ず本人または代理人が、お住まいを管轄している税務署や課税されている市区町村の住民税（市民税・県民税）の担当課で控除の手続きをしてください。

※要介護認定を受けていても、「障害者控除」の対象者に該当しない場合もあります。

※「障害者控除」対象者認定申請書提出時点において有効な要介護認定に基づき調査し、判定します。

※既に身体障害者手帳等の交付を受けており、障害者控除対象者となっている人でも、より重度と認められる場合には、「特別障害者控除対象者認定書」の交付の対象となり、さらに大きな額の控除を受けられる場合があります。

富士市永田町1丁目100番地 富士市役所4階北側

富士市福祉事務所（保健部高齢者支援課）

電話：0545-55-2741 FAX：0545-55-2920